

和泉市個人情報保護条例の一部改正について**1 報告の概要**

以下の（１）及び（２）について、ご報告いたします。

（１）両罰規定の追加について

和泉市個人情報保護条例に両罰規定を追加することについては、第 33 回個人情報保護審査会（平成 28 年 9 月 7 日開催）において諮問し、平成 28 年 10 月 24 日付け和泉個審答申第 2 号で答申いただいた。

その後、条例改正（素案）について、11 月中にパブリックコメントを実施した上で、地検協議を行い、条例（案）を作成した。

（２）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正に伴う規定整備について

次の①～③について改正を行う。

① 地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）についても「情報提供ネットワークシステム」を使用して情報連携を行うことができることとなるため、条例の規定整備を行う。【第 2 条関係】

- ・ 情報提供等記録の定義（個人情報保護条例第 2 条第 3 項）の改正

② 番号法の規定を引用している条文について条ずれの整理【第 24 条関係】

- ・ 「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

③ 訂正請求を受けて情報提供等記録を訂正した場合の通知規定の追加と併せて、情報提供等記録を除く個人情報の訂正をした場合において、個人情報の提供先に通知する規定の追加【第 27 条関係】

2 変更内容

別紙新旧対照表のとおり

- (1) 両罰規定関係 : 施行日 平成 29 年 7 月 1 日
(2) 番号法改正関係 : 施行日 平成 29 年 5 月 30 日

(1) 両罰規定関係【施行日：平成29年7月1日】

新	旧
<p>第49条の2 <u>法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人等又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</u></p> <p>第51条 <u>前4条の規定は、和泉市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</u></p>	<p>第51条 <u>前3条の規定は、和泉市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</u></p>

【参考：前回の審査会からの変更】

変更案	前回の審査会に諮問した案
<p>第49条の2 <u>法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人等又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</u></p> <p>第51条 <u>前4条の規定は、和泉市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</u></p>	<p>第49条の2 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</u></p> <p>第51条 <u>前4条の規定は、和泉市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</u></p>

※ 変更した理由

個人情報の保護に関する法律における両罰規定の条文では、法人格を有することは要件とされておらず、「法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるもの」が含まれることを明確にしている。また、本市条例第2条第8号（定義）において、法人とその他の団体を「法人等」と規定しているため、「法人」を「法人等」に変更する。

(2) 番号法改正関係【施行日：平成29年5月30日】

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(利用停止請求)</p> <p>第24条 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定個人情報であって、次のいずれかに該当するとき 当該特定個人情報の消去又は利用の停止</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(開示等の実施)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(利用停止請求)</p> <p>第24条 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定個人情報であって、次のいずれかに該当するとき 当該特定個人情報の消去又は利用の停止</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(開示等の実施)</p>

新	旧
<p>第27条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の訂正又は利用停止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に<u>書面により</u>通知しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、第1項の規定により個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を<u>書面により通知するものとする。</u></p> <p>6 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>7 略</p>	<p>第27条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の訂正又は利用停止をしたときは、速やかに、その旨を<u>請求者に</u>通知しなければならない。</p> <p>5 略</p>

【参考：訂正通知に係る市及び国の比較】

市改正案	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
<p>(開示等の実施)</p> <p>第27条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の訂正又は利用停</p>	<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第30条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正</p>

市改正案	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
<p>止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に<u>書面により</u>通知しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、第1項の規定により個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>6 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を<u>書面により</u>通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第35条 行政機関の長は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）番号法31条読替後</p> <p>第35条 行政機関の長は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(1) ～ (6) 略

(7) 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(8) 条例事務関係情報照会者（第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第26条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(9) ～ (15) 略

（情報提供等の記録）

第23条 情報照会者及び情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- (1) 情報照会者及び情報提供者の名称
- (2) 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時
- (3) 特定個人情報の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

(1) 第31条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

(2) 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

(3) 第31条第3項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

(4) 第31条第4項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前2項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第1項に規定する期間保存しなければならない。

(第19条第8号の規定による特定個人情報の提供)

第26条 第21条 (第1項を除く。) から前条までの規定は、第19条第8号の規定による**条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。**この場合において、第21条第2項第1号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第19条第8号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第22条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報に当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第2項中「法令」とあるのは「条例」と、第24条中「情報提供等事務(第19条第7号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第19条第8号)」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第29条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第19条第12号から第15号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(情報提供等の記録についての特例)

第31条 行政機関が保有し、又は保有しようとする**第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報**に関しては、行政機関個人情報保護法第8条

第2項から第4項まで、第9条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上（左）欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下（右）欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略
第35条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）

2～4 略

和泉市個人情報保護条例における両罰規定の設置（概要）

1 両罰規定を設置する必要性

（1）時代背景

現在、公的機関に限らず、民間事業者においても個人情報が流用される事件などが多くなっている。

当初、和泉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定して以降、民間事業者を活用した指定管理者制度の導入や多数の外部委託などを実施している現状である。

クラウドシステム等のインターネット環境を用いた情報管理が一般的となっている現在において、万一、公的機関による個人情報の流出が起こった場合の社会的影響は計り知れないものがあり、このようなリスク回避のためにも必要な措置を講じることは社会的な要請として避けることはできない。

両罰規定については、安易に導入すべきではないものの、近年の個人情報の流用や本市行政活動において、複数の団体が個人情報を管理している現状を踏まえ、よりいっそうの個人情報保護の重要性の観点から両罰規定を設けることはやむを得ないと考える。

【参考1】本市の民間における個人情報の活用事例

	代表例	時期
指定管理者制度の導入	和泉市立和泉診療所	平成25年4月から
	和泉市立病院	平成26年4月から
外部委託	基幹系システムのクラウド化（庁舎外部における個人情報の管理）	平成29年1月から

【参考2】過去の罰則の条例改正の経過

本市では平成17年に条例を改正し、その際、罰則規定の追加を行ったが、『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』の国の行政機関の職員等に対する罰則等に準じた改正内容であったため、特段、両罰規定の必要性についての詳細な議論は行っていない。

（2）個人情報保護審査会からの要請

上記（1）に記載したように本市においてシステムのクラウド化が進んでいることを受け、和泉市個人情報保護審査会から条例において「情報漏えいに対する法人への罰則の強化（両罰規定の設置）」について、早期の対応が求められている。

【両罰規定とは】

ある犯罪が行われた場合に、行為者本人のほか、その行為者と一定の関係にある自然人や法人をも処罰する規定のこと。

法人がある事業を行うに際して法律違反の行為を行った場合に、自然人のみに罰則が科せられ、その違反によって利益を得ている法人を罰しないのは不合理という考え方による。

2 両罰規定を設置する目的

条例に違反する行為については、その行為を行う者が個人である場合、若しくは行っている者の意思ではなく、その所属する組織の命令に基づき行う場合等、その性質上、その違反者たる自然人を罰するだけでは、条例の実効性を確保できない場合がある。そのため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は自然人（個人事業主等）に対しても刑罰を科すものとする。

また、両罰規定を設定することで、実際に個人情報を取り扱う個人だけでなく、組織的に個人情報保護の意識が高まることが期待される。

3 両罰規定の記載形式

両罰規定の記述形式については、定型的ではあるが、本市の各種条例において両罰規定を設置している条文の記載形式に合わせるものとする。

(両罰規定)
<p>第〇条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前△条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p>

4 両罰規定の適用条文

罰則の対象	内 容	罰 則	関係条文
市・受託業者・指定管理者の職員 (元職員含む。)	正当な理由なく、個人の秘密に係る個人情報 の集合物（電子計算機を用いて検索 できるもの）を提供したとき	2 年以下懲役 又は 100 万円以下罰金	48 条
	事務に関して知り得た個人情報を自己 若しくは第三者の不正な利益を図る目 的で提供し、又は盗用したとき	1 年以下懲役 又は 50 万円以下罰金	49 条
何人も（公文書等の 不正な複製、所持、 譲渡、譲受等の禁止 （条例 12 条）に違 反した者）	市長から違反を是正するために必要な 措置をとることを命令され、これに違反 したとき	6 月以下懲役 又は 30 万円以下罰金	52 条
	違反していると認められる者に対して 市長が報告・立入検査を求めた場合に、 これに違反して報告等を拒み、又は妨げ たとき	30 万円以下罰金	

※ 本市条例において罰則の適用がある条文のうち、両罰規定の適用外とする理由は以下に示すとおり

- ① 条例第 50 条は罰則の対象を「市の職員」としているため。
- ② 条例第 53 条は罰則の対象を「審査会委員」としているため。
- ③ 条例第 54 条は適用する罰則が「5 万円以下過料」のため。

5 府内市町村の状況

大阪府内 43 団体の規定状況については以下のとおり

両罰規定の有無	団体名（数字は建制順）
両罰規定なし： 【24 団体；19 市 5 町、1 村】	00 大阪市、04 池田市、06 泉大津市、08 貝塚市、09 守口市、14 富田林市、 15 寝屋川市、17 松原市、18 大東市、19 和泉市、21 柏原市、22 羽曳野市、 23 門真市、24 摂津市、25 高石市、26 藤井寺市、29 四條畷市、30 交野市、 31 大阪狭山市、34 豊能町、35 能勢町、37 熊取町、39 岬町、40 太子町、 42 千早赤阪村
両罰規定あり： 【19 団体；15 市、4 町】	01 堺市、02 岸和田市、03 豊中市、05 吹田市、07 高槻市、08 貝塚市、 10 枚方市、11 茨木市、12 八尾市、13 泉佐野市、16 河内長野市、20 箕面市、 27 東大阪市、28 泉南市、32 阪南市、33 島本町、36 忠岡町、38 田尻町、 41 河南町

6 スケジュール

時期（予定）	事項	備考
H28.7 月中	地検事前協議	考え方の共有、スケジュール確認のため
H28.9 月中	個人情報等保護審査会への諮問・答申	
H28.11 月中	パブリックコメントの実施	
H28.12 月上旬	地検協議	
H29.2 月上旬	地検からの回答	
H29.3 月末	条例改正（3 月議会）	
H29.7 月から	条例施行	周知期間のため

<<参考>>

○ 行政刑罰と秩序罰

義務違反の態様の程度により選択される。

	区分	基準	財産刑の適用
行政罰	(刑罰である) 行政刑罰	直接的に社会の法益を侵害 する程度に重大なもの	罰金： 検察による起訴、裁判により賦課
	(刑罰ではない) 秩序罰	単に社会の秩序を乱す程度 にすぎないもの	秩序罰（過料）： 長による賦課決定処分

和泉個審答申第 2 号

平成28年10月24日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

和泉市個人情報保護条例の一部改正について(答申)

平成28年9月7日付け和泉総第1122号で諮問のあったみだしの件について、下記のとおり答申します。

本答申を踏まえて和泉市個人情報保護条例の改正を行い、適正な個人情報の保護措置を講ずるよう求めます。

記

1 諮問の経緯

(1) 条例改正の必要性

本市では、和泉市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)を制定して以降、民間事業者を活用した指定管理者制度や事業の外部委託などを実施している。一方、公的機関に限らず民間事業者においても、個人情報が流出・流用される事件が頻発している。

クラウドシステム等のインターネット環境を用いた情報管理が一般的となっている現在において、万一、公的機関による個人情報の流出が起こった場合の社会的影響は計り知れないものがあり、このようなリスク回避のためにも必要な措置を講じることは社会的な要請として避けることはできず、個人情報の保護をよりいっそう徹底するという観点から保護条例に両罰規定を設ける旨の条例改正をする必要がある。

(2) 本審査会からの要請

先の審査会において、和泉市の行政活動におけるクラウド化の進展に伴い、保護条例において「情報漏えいに対する法人への罰則の強化」について、早期の対応を求めていたところである。

2 審査会の意見

(1) 改正の方針について

保護条例のもと、法人がある事業を行うに際して保護条例違反の行為を行った場合、自然人のみに罰則が科せられ、その違反によって利益を得ている法人を罰しないのは、不合理であり、条例の実効性を確保できないと考える。また、両罰規定を設けることで、実際に個人情報を取り扱う個人だけでなく、法人組織にも個人情報保護の意識が高まることが期待できる。

当審査会としては、違反者自身を罰するほか、業務主体である法人又は個人事業主等の自然人に対しても罰則を科すことができるよう、次項記載のとおり条例を改正することについて、何ら異論はないものである。

(2) 改正項目について

① 両罰規定

保護条例第49条の次に次の1条を加えることとする。

第49条の2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条及び第52条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

② 両罰規定の追加に伴う改正

上記①により追加した両罰規定について、和泉市外において罪を犯した者に適用するため保護条例第51条中「前3条」を「前4条」と改めることとする。

第51条 前4条の規定は、和泉市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成28年9月7日	諮問書の受理
平成28年9月7日	審査会招集 ・事務局からの説明 ・質疑応答 ・継続審議
平成28年10月24日	実施機関への答申

和泉市個人情報保護条例の一部改正(素案)パブリックコメント 募集結果概要

- 1 意見等募集期間：平成28年11月1日(火) ～ 同月25日(金)
- 2 意見等提出者数：個人 2名
- 3 意見等提出件数：3件
- 4 ご意見・ご提案の概要及び市の考え方

No.	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
1	<p>公私において、個人情報が多く利用されている中で、企業の責任を求め、罰則を設定することは、実際に個人情報を取り扱う個人だけでなく、組織的に個人情報保護の意識が高まることから好ましい。</p>	<p>個人情報の適正な管理等に対するご意見・ご提言をいただき、ありがとうございます。</p> <p>これからも和泉市個人情報保護条例に基づき、適正な個人情報保護の運営に努めてまいります。</p>
2	<p>和泉市個人情報保護条例は、同条例の規定内容が個人情報保護法の一部となって同法と融合的に作用する法律実施条例(法律リンク条例)となっている。</p> <p>和泉市個人情報保護条例の一部改正(素案)49条の2に相当する個人情報の保護に関する法律における両罰規定は法第77条に規定があり、個人及び法人の両罰規定を設けている。</p> <p>「両罰規定」とは、個人又は法人の両者に対する罰則の連動を採る必要から用いられる政策法務の手法であり、多くの立法例がある。したがって、以下のように、和泉市改正条例(素案)を規定すべきである。</p> <p>第49条の2 法人(法人その他の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条及び第52条の違反行為をしたときは、行</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、和泉市個人情報保護条例(素案)を変更します。</p> <p>なお、条文の規定方法については、他の条文との整合性や関係法令の趣旨を勘案して判断します。</p>

	<p>為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>上記のように規定すべきとしたのは次の理由による。法人の中に、法人でない団体に係る規定を入れたのは、和泉市改正条例（素案）第2条第8号（定義）の規定において、「事業者」の定義として、「法人その他の団体」と定めている。すなわち、和泉市条例の「その他の団体」は国法の「法人でない団体」と同義である。</p> <p>また、「以下本条において同じ。」とするのは、その法人に対しても」という形で「法人（その他の団体を含む）の用語が再度、登場してくるからである。</p>	
3	<p>和泉市改正条例（素案）の51条の規定については、新旧対照表の「新」の規定の「前4条」は第49条の2の新規定の追加によるものであり、「同条例（素案）」どおりとすべきである。</p>	<p>ご指摘の条文については、和泉市個人情報保護条例の一部改正（素案）どおりとする考えです。ご意見いただき、ありがとうございます。</p>